

決議 2.11*

附属書 I に掲げられている種のハンティング・トロフィーの取引

ハンティング・トロフィーに関し、条約の均一な解釈が必要であることを考慮し、

条約締約国会議は

次のように勧告する。

- a) 条約第 7 条 3 項に基づく適用免除の稀な事例を除き、附属書 I に掲げる動物のハンティング・トロフィーの取引は、第 3 条に従い、すなわち、輸入許可書ならびに輸出許可書を添付することによってのみ、許可される。
- b) もっとも効果的かつ包括的な方法で、輸入国および

輸出国による附属書 I 掲載種の取引に関して構想された補足的規制を達成するために、輸入国の科学当局は、ハンティング・トロフィーの輸出が種の存続に対して有害ではないという輸出国の科学当局の所見を受け入れる。ただし、別のことを示す科学または管理データがある場合は、その限りではない。

- c) 条約第 3 条 3(a) 項に従う輸入国による科学的調査は、第 3 条 2(a) 項に従う輸出国による科学的評価の結果とは独立して実施し、また、その逆も同様とする。



* 第 9 回締約国会議で改正。